

令和 7 年（2025 年） 9 月定例議会本会議（ 9 月19 日）

民生常任委員長報告（議案）

ただいま議題となりました議案のうち、民生常任委員会に付託されました議案第83号から第87号まで、第89号、第90号、第92号及び第99号の以上 9 件につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、9 月 4 日会議を開き、案の説明を聴取して、質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、議案第 83 号 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、同事業の導入に伴う保育士の処遇改善につながる支援策の有無についてであります。

議案第 85 号 児童福祉審議会条例中改正については、新たに同審議会委員として登用されるこども・若者の対象年齢、同審議会の委員構成に関する規則の有無、同審議会でこども・若者が積極的に発言ができる環境を整備する重要性、高校生に限らず中学生も含めるなど幅広いこども・若者を委員として参画させることの重要性についてであります。

議案第 86 号 保護施設等の設備等に関する基準を定める条例中改正については、本条例の対象となる施設が市内に存在しない理由及び今後設置される可能性についてであります。

議案第 90 号 こども園条例中改正については、（仮称）南こども園の開設に伴い懸念される送迎車による交通渋滞対策についてであります。

議案第 92 号 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例中改正については、新たな障害福祉サービスである就労選択支援と既存サービスとの相違点及び利用手順の周知方法についてであります。

議案第 99 号 （仮称）南こども園新築工事請負契約の変更契約締結については、契約変更の理由が工事に伴う発生土におけるコンクリート片混入ではなく工事金額の増額であることの確認、工事場所の歴史を調査したうえでその後の工事を進める必要性についてであります。

次いで、討論において、ふじそのあき委員から、議案第83号について、「働き方や家族の在り方が多様化する中で、各家庭や子どもに適した保育施設や託児サービスを選択できる環境づくりが求められて

いる。保育所は、保護者とともに成長を見守る継続的な関わりにより子どもたちを守っており、その在り方を変容させる事業については、慎重な検討が必要だと考える。また、安全面においても、事業を実施する施設が多様であることを踏まえ、具体的な基準を設けることが不可欠である。一時預かりのニーズが高まっているからこそ、受け入れ体制の安全性に不安があってはならないと考え、本議案に反対する。」旨の意見があり、採決の結果、議案第84号から第87号まで及び第92号の以上5件は全会一致で、議案第83号、第89号、第90号及び第99号の以上4件は賛成多数で、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。